

技術名称：吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
「J・P・Iシステム（封じ込め工法）」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

アスク・サンシンエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 原口 輝美
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目5番5号

東京トリムテック 株式会社
代表取締役社長 最上 修
東京都品川区西五反田一丁目25番1号

ナイガイ 株式会社
代表取締役 清野 昇
東京都墨田区緑四丁目19番17号

株式会社 ニチアスセムクリート
代表取締役 齊藤 敏明
東京都中央区八丁堀一丁目6番1号

株式会社 ノザワ商事
代表取締役社長 平井 博
兵庫県神戸市中央区浪花町15番地

1.2 技術の名称

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
「J・P・Iシステム（封じ込め工法）」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に封じ込める技術

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工された吹付けアスベストの封じ込めに際し、処理中及び処理後のアスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 建築基準法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。
- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。

- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (4) 封じ込め工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 石綿飛散防止剤の大臣認定書(写し)
- (2) アスベスト封じ込め工事に関する技術資料
- (3) 施工実績及び繊維数濃度等の測定データ
- (4) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 建築基準法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保することができるものと判断される。
- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (4) 封じ込め工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 作業員・管理者等に対して、アスベストに関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。
- (2) 封じ込め工事終了後の維持保全については、工事終了後に封じ込め処理したアスベストの点検方法、維持管理上の注意点、異常が発見された場合の連絡先について建物所有者または建物管理責任者に周知徹底すること。また、建物所有者や建物管理者が希望する場合には依頼者は別途維持管理契約を締結し、必要な維持管理を実施する体

制を準備すること。

- (3) 建築基準法に基づく防火の規制が要求される部位に本工法を用いる場合の適合性については、審査対象外としている。

9. 審査証明経緯

- (1) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、1993年12月6日付け審査証明第9305号で技術審査を完了した。
- (2) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、1998年12月6日付けで更新の技術審査を完了した。
- (3) 本技術に関する更新（建築物等の保全技術・技術審査証明事業から建設技術審査証明事業への移行）について、2003年12月6日付けで技術審査を完了した。
- (4) 2008年11月19日付けで依頼された本技術に関する更新及び下記の変更について、技術審査を行い、2009年1月16日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2008年12月6日として取り扱う。
- ・ 依頼者のうち、日東紡績株式会社を日東紡エコロジー株式会社に、ニチアス株式会社を株式会社ニチアスセムクリートに、株式会社エーアンドエーマテリアルをアスク・サンシンエンジニアリング株式会社にそれぞれ変更
 - ・ 本技術に関する依頼者の体制の見直し
 - ・ 石綿障害予防規則の施行及び改正等に伴う施工マニュアルの見直し
 - ・ 開発目標の記載内容のうち、“アスベスト繊維の本数”を“繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数”に修正
- (5) 本技術に関する下記の軽微な変更について、2011年6月6日付けで確認を行った。
- ・ 株式会社ゼネラルエンジニアリングの退会による、依頼者の変更
- (6) 本技術に関する更新及び下記の変更について、2013年11月20日付けで技術審査を完了した。
- ・ 石綿障害予防規則の改正等に伴う施工マニュアルの見直し
 - ・ 繊維数濃度測定計画の一部変更 など
- (7) 2014年4月1日付けで依頼された本技術に関する下記の軽微な変更について2014年4月30日付けで確認を行った。
- ・ 依頼者のうち、株式会社ノザワを株式会社ノザワ商事に変更